

平成17年度知床国立公園知床半島先端部地区作業部会(第2回)

議事概要

平成17年8月3日 13:30~15:00

斜里町産業会館 2階会議室

1. あいさつ 環境省東北北海道地区自然保護事務所長

◆作業部会へのメンバー追加について

関係行政機関として北海道運輸局の釧路運輸支局にも参加いただいた。

(釧路運輸支局)

船舶の事故・許認可・安全面からこの会議に参加した。よろしく願いたい。

2. 議事

(座長) 議事進行の前に、事務局より知床世界自然遺産登録の経過概略を報告。

◆事務局説明

世界遺産委員会で知床が登録された経緯を報告。詳細報告は15時からの検討会で行うが概略をここで。7月10日から南アフリカで開催されていた第29回世界遺産委員会で審査が行われた。現地時間14日に実質の議論が行われ、登録が決定し、17日の最終日に最終的に決定された。登録された理由、基準は2つ。優れた生態系、特に陸域と海域の生態系の密接な関係が評価。もう1つは固有種などの生物多様性の大きな観点から登録。併せていくつか日本政府に対する勧告もあった。今回お集まりいただいている利用適正化に関する検討と関係する部分では、評価書に示された課題、観光客管理や科学的調査などが勧告にあげられている。このことは審査にあたってIUCNと日本政府のやり取りの中でも日本政府から明確に約束していること。昨年11月に日本政府から回答した中には、知床国立公園の地域特性に応じた利用適正化についての基本計画を2005年を目処に作成するということを約束している。以上が世界遺産委員会で登録されたという方向と基準、並びに勧告事項。委員会の実質的な議論の内容については、この後の検討会で報告する。

(1) 知床半島先端部地区「利用の心得」(修正案)について

◆資料1~3:知床半島先端部地区「利用の心得」(修正案)、作成の手順、事務局説明
【質疑応答】

(座長) これから資料1についての検討。最初にP2~P4まで。次にP5の修正案、ということでもまずP2~P4まで。修正した箇所を中心に検討したい。

(森林管理局) P4:その他の利用、「なお、航空機の低空飛行は～」、前回のWGのときにはモーターパラグライダーについても検討すべきという意見が出ていたが、この中には出ていないが、理由は?

(事務局) 前回議論があった。P4、その他の利用は基本計画そのものを引用したのでここは変更できないと考えている。航空機の関係だが、半島先端部の地域については今のところ利用はされていないということだった。前回議論したのはもう少し手

前の横断道路周辺であり、中央部地区については利用がある模様。先端部地区については航空機の利用は確認できなかったので書いてはいない。

- (森林管理局)
(事務局) 将来的にも入れないのか、そういう利用があればどうなのか？
P9: 中央部分。アンダーラインで入れたのだが、今書かれている以外の利用形態については、利用状況の把握を行い、必要に応じ具体的な「利用の心得」を設定していくと加えた。作成した時点では想定していないものがある可能性がある。そこは臨機応変に。
- (座長) これでもいいか？
(中易委員) 要するに基本計画そのものの抜粋なのでいじることはできないが、書き方の問題。※印を付けるなど、書き方の問題。これを踏まえたという言い方にすればいいと思う。
- (座長) 私もそう思う。書き方の整理でカバーできる。
(事務局) 完成版イメージ案。抜粋箇所を明確するという点では、フォントを変えて書いている。明確にやっていく。
- (座長) この問題はそれでよいか。他に。
(小林委員) では後ほどお気づきの点があれば戻るということで、P5以降について検討。
P6: 情報収集。消されているが先ほどの利用の心得のパンフレットの右にそれに関するものが書いてある。なぜこの情報収集が削除されたのか。
- (座長) 基本原則に持っていった。
(小林委員) それと絡んで安全管理の事項。全て(事前準備)と書いてあるが、ヒグマ対策の中身が P6では事前準備、P7上段では対応について書いてある。安全管理に関する事項をいけば事前のことを書いているが、ヒグマ対策以外の事後対応を同じように記述すべきではないかと思う。安全管理の事項はリスクマネージメントと絡んでくる部分で、それを入れるのであれば事前対応と、もしもそうになったらどうしますか、どうしますよというのを併記すべき。ヒグマに書いてあるなら同じように事後の対応について若干の基本的な考えを整備し、先端部地区について、もしこういう状況になったらどうすればいいか基本的なことを述べるのが良いのではないか。
- (座長) どうだろうか。
(事務局) 確認。例えば事故が起きたときにはどうするのかというような内容ということか？
(小林委員) 海難事故と遭難事故が考えられるが、その場合の連絡などは本人も分かっているだろうが、事前準備に書いてあるのであれば後の対応も書いておくべき。事前準備の後ろに安全管理、どうしなさいというのを書いておいたほうがいい。
- (事務局) 良く分かるが、問題はこの利用の心得の中でどこまで表現できるかということであり、書くのは難しい。行政区分や警察など、それは事前レクチャーの中で伝達した方が良く思われる。
- (小林座長) であればレクチャーで、と明記したい。
(事務局) 内容によって検討したい。
(中易委員) i) P5: アンダーライン、「次の事項を基本原則とし～」と書いてあるが、ここで言うなくてもいいのではないか。あえてここで言う必要があるのか。

ii) P9: その他の一番下、「ルールを守らない者を～」について。これについては報告を受けて今後の対策に生かすということだと思うが、あえて利用の心得でこう書くのはどうだろうか。削除した方が良い。

iii) あるいは～、または～などの文言の整理が必要。尊守は遵守と書いておいたほうが良い。

iv) P7: ヒグマ対策の項、「別途ホームページを設け」とあるが、「別途」が多く使われていて、見た人が良く分からないのでは。例えば、環境省のホームページにあるヒグマに関する注意事項を～とした方が良いのではないか。

(座長) iv)については、各ホームページで最新情報を見ろということを含んでいるのではないか。

(中易委員) そうであれば、その様を書くべきでは。

(座長) ホームページは頻繁に更新されるので、今はこうだということになるべく確かめた方が良いということと思う。

(事務局) 意見は分かる。別途というのは利用の心得ではないので、整理する。

(座長) 最新の情報を見た方が得だというふうに書いておいたほうが良い。

(事務局) 新しい情報が出るということも含めて、検討・整理する。

(中易委員) 要するにこれを読んだ人が分かるように書いてもらえれば良いということ。

それから「別途」にこだわるが、野営場についてはこの検討会議で別途定めるということか？

(森林管理局) P5: 基本原則の計画書の「別途定める様式」について。中身はどのようなものか？

(事務局) ビジターセンターなどへの計画書提出については、具体的にはまだ決まっていない。これからどのような情報が必要なのかを検討する。いつから具体的にやるかとなれば利用の心得に従って利用してもらう時には準備する。これが成案になって一般の事業者などに配布してもらうときには計画書も定めて整理していく。

(森林管理局) その内容はこの場で議論するのか？

(事務局) 今のところは作業部会で議論してもらわなくても良いと思う。

(森林管理局) 中身については森林管理局にも関わるので、こちらにも連絡をほしい。

(事務局) できるだけ別途定めるという表現ではなく、計画書を出してくれという書き方にしてカッコ書きで完結する形に書き直そうと思っている。9月には内容を示したい。

(座長) 計画書を出してそれを見て、これはやめてくれということにはならないと思う。結局これは誰がいつどの様に立ち入っているのかということの情報を把握・確認・収集するためのものとなるのでは。森林管理局に連絡もしたいし、必要だと思う。だがいつまでに出せということは書いていないのでその日でも受理せざるを得ない。そこでダメというのはよほどひどくないと不可能。

(事務局) 半島先端部が利用調整地区に指定されれば、計画書も法手続となるため、しっかり認定手段を考える。ただ今の段階ではあくまでも任意のため、かなりトーンダウンした表現にする必要がある。

(座長) もっといいのは、ずっと前に(時期が問題だが)、ある程度期間を置いているの

がベターというのを徹底させれば良い。数が多くなるのだとしたら、ある期間をずらしてくれとか、これは相当前から分かっていないとコントロールできないが、どのくらいのパーティーが入るかやってみなくてはわからないかも知れない。そこまで見越しておく必要があるのではないかと思う。

(森林管理局)

P7: 一般的事項、「土石や植物を採取したり～」について。公園法の条文を持ち出すと、入ること自体が傷つけるということになり、立ち入り自体禁止になる。ここを整理しないと。

(座長)

もっとはっきり書いてしまえばいいのではないか。

(事務局)

自然物への干渉という部分。想定していたのは意識的、積極的な採取や傷つける行為であるのでそのまま書いた。心得案にも自然公園法に基づいて制限されている行為やマナーに関する部分もあるが、基本的にはこれを読む利用者が法律で既に規制されているのか、マナーなのかは別として、注意すべき事項等を理解してもらいたいということで書いている。法律上での整理は明記していない。

(森林管理局)

公園法では意識的かどうかは別に、損傷できないということになっている。それをどう整理していくか。そこを整理した方が良いのではないか。

(事務局)

一般的に山岳地域も含めて利用者は、登山道周辺に一時的に入ることもある。採取、損傷などの行為は法律上で禁止されているが、国立公園は利用が前提の地域なので通常の利用に伴って付随して例えば葉が1枚取れてしまったということは常識的に考えて罪にはならない。分けて書くと複雑になってしまうので、この程度の表現で趣旨が分かっていただけではないかと思っている。

(座長)

P7: 一般的事項の原則、「単独行動は避けること」だけが生き残っているが、寂しい感じがする。文章としてどこかに入らないか？もう一つ、外来種について衣服に付着したものの除去に努めると書いてあるが、実際には難しい。

i) あちこちに「現状程度以下」と書いてあるが、現状をいつと見るのか。

ii) 騒音の問題で P8 のヒグマとの遭遇接近を避けるためにはこの限りではないというのは当たり前ではないか。それはどう騒いだって構わないわけで、あえて入れなくても良いのではないか。

(小林委員)

P8: 携帯トイレの実効性という話があったが、世界遺産にも登録され、何とか実効性のあるものに手だてを講じるべきでは。

(中易)

P7: 野生動物への干渉。アマツバメ、イワツバメの繁殖期間中に立ち入らないと書いてあるが、期間を明示できないか？利用者は分からない。

(座長)

専門の方に伺いたい。

(羅臼町)

大まかには6月～8月。

(座長)

そのように書いておこう。概ね、ということで。

(斜里町)

むしろ「繁殖期間中」を削除してはどうか？

(座長)

そもそも入らない方が良いのか、問題はないのか。

(羅臼町)

現実には海岸線を行くのであれば接近してしまう。

(座長)

なるべく遠慮するとか、どうしても通らなくてはならないときは静かに通る、などあるのではないか。

- (羅臼町) 「立ち入らない」ならば「繁殖期間中」を削除して構わない。
- (座長) 繁殖地には立ち入らない、と念のために書いておくということで具体的期間は削除。
- (森林管理局) P9: 沿岸トレッキング利用のザイルの回収について。P10にも回収と書かれているが、基本的にはザイルを持ち帰るのは普通だと思う。ザイル必携ということで認めているということは岩にハーケンを打つことを想定しているが、その適否はどう考えているか？
- (事務局) 必ずしもハーケンを打つような箇所は想定していない。斜面が比較的急なところではザイルで木の根元に巻いてといったこともあり得るということを想定している。
- (座長) 設置、というならハーケンということになるので、削除してしまっってはどうか？
- (羅臼山岳会) 現実的に固定できる箇所は少ない。善意での残置はある。何もないのであれば置いていくことが多くなる。その対策は必要。ハーケン以外での固定方法が多いので、ハーケンにこだわる必要はない。例えば羅臼側の海岸部の岩はすべてしゅうかい岩でハーケンは打てないため、殆ど木に固定している。
- (森林管理局) ハーケンを使わないということを入れてはどうか？
- (座長) それは難しいのではないか。
- (羅臼山岳会) 使う人はいないと思うが。
- (小林委員) ザイルは回収することで良いのではないか。ザイル等となっていることだし。
- (座長) それで良いのではないか。
- (知床森林センター) 土石や植物を採取してはならないというのは、法令による禁止事項なので良いが、利用の心得で「関係法令を遵守～」というのをに入れてはどうか。
また、完成イメージを見ると、このパンフレットは自然保護事務所名であるが、利用適正化検討会議名ではないのか？
- (座長) 検討会議で作るものではない。
- (知床森林センター) 環境省が作るのか？
- (座長) そういうこと。
- (知床森林センター) 連名の方が重みが出るのでは？
- (事務局) 皆さんに検討してもらい、国立公園の管理者ということで出させてもらう、というのが分かりやすい形。広報段階で検討会議で決めているというのを明らかにすることは可能。
- (座長) 検討している修正案を踏まえてこういう形にしたい。これを実際に発行する段階で、またご相談するところもある、と考えてもらって良いと思う。
- (知床森林センター) 大勢の皆さんを取り込んで決めてもらったので、それが一般にも分かるようにした方が良い。
- (小林委員) i) イメージ案の先端部地区に立ち入るためには～という箇所。高度な技術・体力と書かれているが、高度な技能(技術・体力・判断)としたほうがいい。技術と体力さえあればどこでも行けると思われてはいけない。
ii) 事前にビジターセンターに、などという部分に「知床の自然条件は刻々と変化しているので」というようなニュアンスの表現を入れた方が立ち寄りが増える

のではないか。

- (座長) ここまでということが良いか。時間が押してきている。
- (森林管理局) P5:自己責任。P10:安全管理。合わせた方が良いのではないか。
- (羅臼町) i)前回の作業部会で羅臼町から現在行っている事業の位置付けを明確にしてほしいということで資料提出したが議論されなかったので再度提出した。
ii)羅臼遊漁船釣り部会が自主ルールを作成した。議論する時間はないが、関係者と委員の皆様で後で見てほしい。
- (羅臼釣り部会) 「ゴミは全て持ち帰らないこと」とあるが、これは「ゴミは全て持ち帰ること」のミスプリント。
- (斜里町) 羅臼町から出た意見の検討が前回も今回も積み残しとなったが、地元では大きな課題だと思っている。一般の利用ではないゴミ拾い等について、一つの基準を関係機関も含め整理する必要があるのではないかとということで提起してある。細かい語句の修正よりも、こういうことこそこの場で議論して、1つの判断材料にしていきたい。遊魚についてもその考え方、内容について斜里側にも関わるので、同様にこの様な議論の場を持ちたい。
- (事務局) 羅臼町から出た紙にも書いてあるが、検討会議、作業部会での議論が必要と
思っている。作業部会をベースに議論していくということは以前説明した通り。すぐということではないが、利用調整地区の検討はいずれ具体的に議論していく。
- (ウトロ漁協) P11:カヤックの関係。「別途定められた場所」というのは検討するということか、どこか場所が決まっているということか。ホロベツ河口では2年前に定置網とのトラブルがあり、その際、出発地点について話し合いを持ち、できればカヤックについては多少規制してほしいという申し入れをしたことがある。ホロベツ河口を除いてほしいという気持ちもある。潜水もあるので漁業との軋轢がある。我々も努力するが、回避してほしい。
- (事務局) まだ決まっていないので、十分相談して決めていきたい。
- (森林管理局) P10:「踏み込みを避ける」は、「極力避ける」では?他の箇所は「極力避ける」となっている。
- (座長) これは統一。
- (森林管理局) 議事録、発言者の修正が必要である。
- (座長) ここで議論する問題ではないので、後日事務局に連絡していただきたい。
- (森林管理局) P14:策定の手順で小WGでの検討とあるが、その具体的な構成は?
- (事務局) 来週くらいに意見募集と考えているが、その意見の内容によってどの様なメンバーでのWGが適切かというのを考えなくてはならない。従って今の時点では決めていない。修正する必要のある案件について、関係する機関と、或いは場合によって個別に実施するかも知れない。

(2)その他

◆知床における観光船の運航に伴う野生動物への影響回避の要請の経過報告(資料4)
事務局説明

要請書について、事務局から7月8日に関係する観光船事業者に渡した。斜里側の6業者については、集まってもらい、また、他の2業者については個別訪問により、野生動物への配慮という観点からの意見交換を行った。

閉会

(文責:事務局)